

## 日本LCA学会 細則

### (会員)

- 第1条 会則第4条2項の会員の入会にあたっての事務は、総務委員会が処理する。
2. 会員は、会費として毎年12月に次の金額を納めなければならない。

正会員	10,000円
学生会員	3,000円
賛助会員 一口につき	100,000円
  3. 正会員は、入会時に入会金を納めなければならない。入会金は5,000円とする。
  4. 学生会員は、入会金は不要とする。但し、正会員への移動時に入会金を納めなければならない。
  5. 既納の入会金、会費は返還しない。

### (総会)

- 第2条 総会は正会員の3分の1以上の出席がないと開会することが出来ない。
2. やむを得ない理由のため総会に出席できない会員は、書面をもって表決することが出来る。また、他の会員を代理人として表決を委任することが出来る。
  3. 前項の規定により表決した会員は総会に出席したものと見なす。
  4. 総会の議長は会議に出席した会員の互選により定める。
  5. 総会の議事には議事録を作成し、議事録には議長および会議で選任された議事録署名人2人が署名、押印する。

### (理事会)

- 第3条 理事会は理事の2分の1以上の出席がないと開会することが出来ない。
2. やむを得ない理由のため理事会に出席できない理事は、書面をもって表決することが出来る。また、他の理事を代理人として表決を委任することが出来る。
  3. 前項の規定により表決した理事は理事会に出席したものと見なす。
  4. 理事会の議長は、会長がこれにあたる。
  5. 理事会の議事には議事録を作成し、議事録には議長および会議で選任された議事録署名人2人が署名、押印する。

### (各種委員会)

- 第4条 各種委員会の運営に必要な規定類は、理事会が決定する。
2. 委員会は学会誌編集委員会、企画委員会、総務委員会、表彰者選考委員会、試験委員会、研究発表会実行委員会、エコバランス国際会議実行委員会とする。
  3. 委員会委員の任期は2年間とし、再任を妨げない。

### (研究会等)

- 第5条 研究会の設置、廃止、並びに活動に必要な諸規定は理事会が決定する。
2. 研究会設置を希望する正会員は、研究会主査の名前で主要メンバーおよび活動計画（予算を含む）等を所定の手続きにより理事会に申し出なければならない。

### (タスクチーム)

第6条 会長は必要に応じて、学会活動の推進及び社会貢献のために、タスクチームを設置することができる。

2. 本タスクチームは緊急かつ臨時に設置されるもので、その目的を果たした場合、会長はこれを廃止する。
3. 会長はタスクチームの活動について、理事会に報告する。

### (解散)

第7条 学会が解散するときは、会員の2分の1以上の承諾を得なければならない。

2. 解散したときに残余財産は、理事会の決定による。

### 附則

1. 本細則は、2004年10月26日から施行する。
2. 2005年6月22日 一部改定
3. 2008年2月28日 一部改定
4. 2011年3月2日 一部改定
5. 2011年6月13日 一部改定
6. 2011年12月21日 一部改定
7. 2012年3月7日 一部改定